



亀田郷土地改良区
新潟県新潟市江南区東早通1丁目2番25号
〒950-0148 TEL 025 (381) 2131 FAX 025 (382) 6756
ホームページ <http://www.kamedagou.jp>

発行責任者
理事長 杉本 克己

● 亀田郷土地改良区シンボルカラー ● 農地 ● 水をイメージ



号外

分区費の徴収をやめました!!

多くの分区では、運営や道水路維持管理の経費に当てるため、組合員の皆様から分区費を徴収していました。他工区からの入作者は、共同活動に参加しないため郷内一律の2500円/10アール、同一工区内の他分区からの入作者に対しても金額は様々ですが同様の取り扱いとなっていました。

今回これらの分区費・入作分区費を廃止し、代わりに分区運営費を土地改良区本部から工区経由で毎年分区に交付することしました。

この件につきましては、11月26日臨時総代会で補正予算を議決し、12月上旬に各分区へ入金を終わっております。

なお、分区費廃止に伴い、組合費の増額等はありませんのでご安心下さい。組合員の皆様のご理解ご協力を宜しくお願いします。

※分区によっては、除草や泥上げなどの地先管理を共同作業で行い、参加できない方に対して、維持管理協力金を求める場合がありますのでご注意ください。

土地改良区では、分区費廃止による組合員の負担軽減を図っていく一方で、組合員の義務である農地・道水路の地先管理（除草・泥上げ）徹底を組合員の皆様呼びかけています。詳細は裏面にありますのでご覧ください。



組合員の皆様にお願ひ

道路・用排水路の地先管理を徹底してください。

所有及び耕作する農地と周りの道路水路を、各々の組合員が地先管理（除草・泥上げ）することで営農が成り立っています。周りの迷惑とならないよう、日頃から農地、道水路の管理に心がけてください。



● 地先管理の範囲

耕作する農地に面した用水路・排水路・道路



畦の草刈りが不十分な方もいらっしゃいますので道路水路の除草と合わせて徹底してください。

除草や泥上げが不十分な方には、こちらから連絡させていただきます。何度お願いしても対応いただけない場合は、こちらで実施し、掛かった経費を請求させていただきますのでご承知おき下さい。

水路にゴミ・野菜くずを捨てないで

心ない行動が、用水不足・排水不良の原因となります。

捨てたゴミの処理に多くの手間と経費が掛かっています。

